

◆補助申請について

1	補助対象受診期間はいつからいつまでですか？	<p>(当年度) 4月1日～2月末日までの受診が補助対象となります。</p> <p><b>※3月受診分は補助対象外です。</b></p>
2	毎年3月に健診を受診していました。今年度はどのようにすればよいですか？	<p><b>補助の対象は2月末までに受診を終えた分になります。</b>申し訳ありませんが、2月末までの受診で調整をお願いします。</p>
3	複数の健診を受診する予定ですが、申請はその都度必要ですか？	<p><b>申請は原則1回/年度としています。</b>複数の健診(検診)を受診する場合は、最後の受診が終了してからまとめて申請を行って下さい。</p>
4	特定健診問診票とは何ですか？	<p>国がメタボリックシンドローム予防の観点から実施している特定健診の中で生活習慣の把握として実施する問診票です。22項目あります。(特定健診問診票)</p>
5	特定健診問診票が手元にありません。	<p>健保ホームページに掲載しています。(特定健診問診票) プリンター等の関係で印刷できない場合は郵送しますので、健康保険組合までご連絡下さい。</p>
6	補助金申請の締切りまでに健診結果が届きません。	<p>申請の際に添付するのを原則としていますが、<b>届いていない場合は、申請書と領収書を先にご送付下さい。その際、「健診結果、問診票は後日送付」等のふせん等を貼って下さい。</b></p> <p>※メモ書きやふせんがない場合は、必要書類不足の連絡をさせていただきます。</p>
7	領収書(証)の必要項目が不足していることに気づきました。このまま提出してよいですか？	<p><b>領収書の必要項目が不足している場合は受理できません。</b>健診機関に追記や押印を依頼して下さい。</p>
8	補助金申請書の受診券利用あり、なしのどちらを使用してよいかわかりません。	<p>特定健診受診券は対象者宛に郵送しています。受診券を利用されたかどうかは受診者にご確認下さい。</p>